

広島県告示第三百七十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定によつて、次の区域を港湾隣接地域として指定する。

令和八年三月二十六日

厳島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 横 田 美 香

厳島港

赤崎地区

一 区域

基点一から基点八までの各点を順次結んだ線及び最大高潮時の水際線により囲まれた区域。

二 点の位置（基点、補助点の表示角度は真北による。）

基準点 広島県廿日市市大野字前空九一三番一の国土地理院三等三角点「物見」（北緯三四度一八分〇三秒〇四一一、東経一三二度一七分二四秒四四五六、標高三〇・九四メートル）

- | | | |
|-----|--------------|-------------|
| 基点一 | 基準点から四九度の方向 | 一、九六七メートルの点 |
| 基点二 | 基点一から二六七度の方向 | 一メートルの点 |
| 基点三 | 基点二から一一七度の方向 | 六メートルの点 |
| 基点四 | 基点三から二〇七度の方向 | 二五九メートルの点 |
| 基点五 | 基点四から二三四度の方向 | 二メートルの点 |
| 基点六 | 基点五から一六七度の方向 | 五五メートルの点 |
| 基点七 | 基点六から一六七度の方向 | 三メートルの点 |
| 基点八 | 基点七から三四度の方向 | 二メートルの点 |